

2023年10月18日号

最低賃金を下回った場合の違反罰則は重い

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信

みなさま、おはようございます。桑原事務所の入江です。

先日、広島で小さな喫茶店を経営している友人から、「広島では10月1日から最低賃金が930円から970円に改正されたけど、バイトにまで970円は支払いできないから、本人と話して、今まで通り930円にしようと思うけど何か問題ある？」って質問がありました。あるある大あり！

そこで、今号では最低賃金を取り上げます。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。

したがって、最低賃金未滿の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則(50万円以下の罰金)が定められ、特定(産業別)最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法に罰則(30万円以下の罰金)が定められています。

参考：最低賃金制度の概要 | 厚生労働省

山口労働局によると今年1月から3月、468の事業所について調べたところ7.1%にあたる33事業所で最低賃金より安い給料が支払われていたということです。県内の最低賃金は今月から時給928円となっていて山口労働局は最低賃金額の周知や事業所への監督指導を行っていくとしています。また、福岡労働局では今年7月に、労働者6人の3カ月分の賃金を最低賃金以上の額で支払わなかった会社を送検したという例があります。たとえ使用者と労働者で合意があっても、最低賃金を下回る条件で雇用していると最賃法違反となりますので、注意してください。

最低賃金額は都道府県ごとに異なりますが、毎年どんどん上昇しています。

	昭和58年	平成5年	平成15年	平成25年	令和5年
	1983年	1993年	2003年	2013年	2023年
山口県	390円	559円	637円	701円	928円
福岡県	395円	564円	644円	712円	941円
広島県	394円	564円	644円	733円	970円

岸田総理大臣は、2030年代半ばまでに1500円に引き上げることを新たな目標にすると表明しています。単純に計算では、2035年ごろまでに1500円に引き上げるとすると、毎年40円以上アップとなる見込みです。今後も賃金が上

昇することを見越して、早めに人員計画を立てる必要があると考えます。

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。
よろしく申し上げます。

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0064 山口県防府市高井 1143-1

[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)

FAX:0835-26-0023

MAIL: info@kuwasr.net
